

## 一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター貸付斡旋事業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター（以下、サービスセンターという。）会員の経済的地位の向上を図るため、一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）の保証を受けて行う勤労者向けの福祉資金および育児・介護休業者生活資金（以下「資金」という。）の貸付斡旋について、必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2条 資金の融資は、近畿労働金庫（以下「労金」という。）が行う。

(貸付斡旋)

第3条 資金の貸付は、滋賀県および労金の融資制度を斡旋するものとする。

(貸付対象者)

第4条 対象者は、会員のうち同一事業所に2年以上勤務し、かつ引き続き勤務しようとする勤労者で、サービスセンター加入後6箇月以上経過した者とする。ただし、事業主（役員を含む。）は除く。

2 対象者で、貸付を受けられる者は、滋賀県の融資にかかる諸規定の条件を備えたものとする。

(貸付事由)

第5条 資金は、次の各号の事由に該当する場合に貸付する。

- (1) 会員の勉学または家族の教育に必要な資金
- (2) 会員または家族の傷病の療養および分娩に必要な資金
- (3) 会員または家族の冠婚葬祭等に必要な資金
- (4) 会員の住宅改良または補修に必要な資金
- (5) その他生活に必要な資金
- (6) 育児・介護休業期間中に必要な資金

(貸付限度額)

第6条 資金の貸付限度額は、一会員に対して次のとおりとする。

- (1)福祉資金の場合 1,000,000 円
- (2)育児・介護休業者生活資金の場合 1,000,000 円

ただし、育児・介護休業期間が3月以下である場合は、500,000 円

(貸付条件)

第7条 貸付条件は、日本労信協および労金の定めによるものとする。

2 前項の貸付条件の範囲内において、滋賀県勤労者福祉資金および滋賀県育児・介護休業者生活資金を利用することができるものとする。

(信用保証料)

第8条 信用保証料は、日本労信協の定めるところによる。

2 前項の保証料について、最高5千円までをサービスセンターが補助するものとする。  
(申込み)

第9条 資金の貸付を受けようとする者は、所定の申込書(労金所定様式)に必要な書類を添えて、毎月末日までに事務局へ提出するものとする。

2 理事長は、前項の申込書が提出された場合は、申込書を労金に送付するものとする。  
(決定)

第10条 借入申込に対する可否の決定は、労金の規定により行われ、可否いずれの場合においても労金より申込者、サービスセンターへ報告するものとする。

2 貸付が可の通知を受けた申込者は、労金に対して資金の借入手続きを行うと同時に、サービスセンターに対して保証料の補助申請(所定用紙)を行うものとする。

3 サービスセンターは、保証料の補助申請があったときには、第8条第2項の規定により補助するものとする。

(貸付の取消し)

第11条 サービスセンターは、申込者がその資格を欠き、貸付条件に反し、または事実と異なる記載をしたことが明らかとなったときは、その申込みを拒否し、または貸付金を返還させることができる。

2 前項の貸付の取消しがあった場合、サービスセンターは、既に保証料の補助を行っているときは補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。